

介護予防・日常生活支援総合事業 国基準訪問型サービス利用料金表

【基本額】

(令和6年6月1日改正)

内容	利用区分	利用料	利用者負担金			
			負担割合証1割	負担割合証2割	負担割合証3割	
身体介護・生活援助	1週に1回程度の場合	1月につき	1,259円	2,518円	3,777円	
		12,583円				
	1週に2回程度の場合	1月につき	2,514円	5,028円	7,542円	
		25,134円				
	1週に2回を超える程度の場合 (要支援2に相当する者)	1月につき	3,988円	7,976円	11,964円	
		39,879円				
	身体介護	30分	1回につき	175円	350円	525円
			1,744円			
		(生活援助含む) 1時間	1回につき	308円	616円	924円
			3,071円			
生活援助	30分	1回につき	192円	384円	576円	
		1,915円				
	1時間	1回につき	236円	472円	708円	
		2,354円				

【加算項目】

加算項目	内容等	利用料	利用者負担額		
			負担割合証1割	負担割合証2割	負担割合証3割
初回加算	初回時、利用者が過去2月にサービス提供を受けていない場合	2,140円	214円	428円	642円
生活機能向上連携加算Ⅰ	外部のリハビリテーション専門職等からの助言に基づきアセスメントし、生活機能向上を目的に介護予防・日常生活支援総合事業 国基準訪問型サービス計画を作成しサービス提供した場合	1,070円	107円	214円	321円
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等に同行して訪問し、共同して心身の状況等の評価を行い、当該リハビリ専門職等と連携し介護予防・日常生活支援総合事業 国基準訪問型サービス計画を作成しサービス提供した場合	2,140円	214円	428円	642円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位に24.5%を乗じ算定				